

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

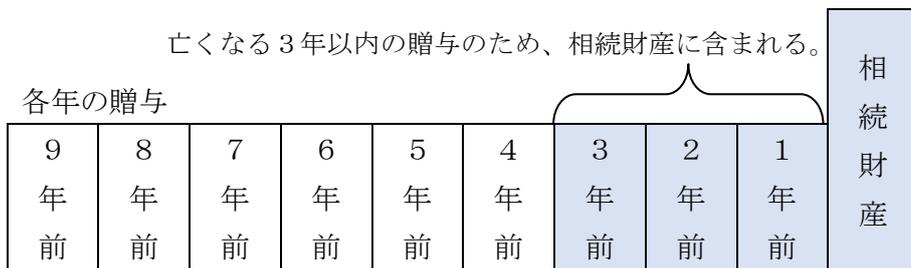
新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

生前贈与の相続税加算期間が3年から7年へ延長

暦年贈与とも呼ばれ、年間110万円までの贈与を非課税で受け取ることができる一般贈与は、相続発生時には、亡くなる前の一定期間の贈与は相続財産に含まれることとなっております。これまでは対象期間が3年以内でしたが、令和6年1月1日以後の贈与は、最大7年以内に延長されます。もし贈与を予定されている方は、令和5年中に贈与をされた方が有利になります。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～		相続開始前7年間

<令和5年12月31日まで>



<令和6年1月1日以後>



ご不明な点等ございましたら、担当までご連絡ください。